

# 資料編

## 1. 計画の策定経過

月 日	会議名等	内 容
H26.12.1	地域福祉に関するアンケート調査	・市民の意識や考え方などを調査することにより、地域福祉計画策定の基礎資料の収集 (12/1 配布、12/15 締切、サンプル数 503)
H26.12.29	第1回地域福祉計画策定委員会	・正副委員長の選任 ・会議の運営方法 ・計画策定に関する基本方針説明 ・地域福祉に関するアンケート調査結果報告
H27.1.29	第2回地域福祉計画策定委員会	・まちづくり基本条例及び 北見市総合計画の概要について ・第2期地域福祉計画の概要について ・第2期地域福祉計画の進捗状況について ・地域福祉アンケート調査結果について ・今後の予定について
H27.2.26	第3回地域福祉計画策定委員会	・北見市地域福祉実践計画の概要について ・北見市障がい者計画の概要について ・北見市障がい福祉計画の概要について ・北見市高齢者保健福祉計画及び北見市介護保険 事業計画の概要について ・北見市子ども・子育て支援事業計画の概要について ・策定委員会部会の設置について
H27.3.26	第4回地域福祉計画策定委員会	・部会構成(案)について ・部会運営について ・部会スケジュールについて ・部会長・副部会長の選出
H27.4.14	第1回 地域福祉計画策定委員会小委員会	・策定委員会部会会議について ・住民懇談会の開催について
H27.4.24	保健福祉施策推進委員会 地域福祉部会	・計画策定の進捗状況について
H27.5.13	第1回 地域福祉計画策定委員会第Ⅱ部会	・住民懇談会について ・第2期計画 現況・効果・課題について
H27.5.14	第1回 地域福祉計画策定委員会第Ⅰ部会	・住民懇談会について ・第2期計画 現況・効果・課題について
H27.5.21	第1回 地域福祉計画策定委員会第Ⅳ部会	・住民懇談会について ・第2期計画 現況・効果・課題について
H27.5.22	第1回 地域福祉計画策定委員会第Ⅲ部会	・住民懇談会について ・第2期計画 現況・効果・課題について
H27.5.26	第2回 地域福祉計画策定委員会第Ⅰ部会	・第2期計画 現況・効果・課題について
H27.5.27	第2回 地域福祉計画策定委員会第Ⅱ部会	・第2期計画 現況・効果・課題について
H27.6.2	第2回 地域福祉計画策定委員会第Ⅳ部会	・第2期計画 現況・効果・課題について
H27.6.8	第2回 地域福祉計画策定委員会第Ⅲ部会	・第2期計画 現況・効果・課題について

月 日	会議名等	内 容
H27. 6. 22	第 3 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅳ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 期計画 現況・効果・課題について</li> <li>・住民懇談会開催に係る住民周知について</li> <li>・住民懇談会の進行について</li> <li>・住民懇談会の会場担当について</li> </ul>
H27. 6. 24	第 3 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅰ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 期計画 現況・効果・課題について</li> <li>・住民懇談会開催に係る住民周知について</li> <li>・住民懇談会の進行について</li> <li>・住民懇談会の会場担当について</li> </ul>
H27. 6. 29	第 3 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅱ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 期計画 現況・効果・課題について</li> <li>・住民懇談会開催に係る住民周知について</li> <li>・住民懇談会の進行について</li> <li>・住民懇談会の会場担当について</li> </ul>
H27. 6. 30	第 3 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅲ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 期計画 現況・効果・課題について</li> <li>・住民懇談会開催に係る住民周知について</li> <li>・住民懇談会の進行について</li> <li>・住民懇談会の会場担当について</li> </ul>
H27. 7. 6	地域福祉を考える住民懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の説明・懇談会 (上とろろコミュニティプラザ)</li> </ul>
H27. 7. 8		(端野町公民館)
H27. 7. 9		(西地区住民センター)
H27. 7. 13		(留辺蘂町公民館)
H27. 7. 14		(常呂町公民館)
H27. 7. 16		(留辺蘂町温根湯温泉福祉センター)
H27. 7. 21		(仁頃住民センター)
H27. 7. 22		(高栄地区住民センター)
H27. 7. 24		(南地区住民センター)
H27. 7. 27		(北光地区住民センター)
H27. 7. 29		(中央地区住民センター)
H27. 7. 31		(相内地区住民センター)
H27. 8. 3		(小泉地区住民センター)
H27. 8. 5		(東相内住民センター)
H27. 8. 7	(東地区住民センター)	
H27. 10. 14	第 5 回地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民懇談会の開催報告について</li> <li>・策定委員会の進め方について</li> </ul>
H27. 10. 30	第 4 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅳ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策別意見集約及び 推進事業別検討シートについて</li> <li>・推進事業の検討について</li> </ul>
H27. 11. 2	第 4 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅰ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策別意見集約及び 推進事業別検討シートについて</li> <li>・推進事業の検討について</li> </ul>
H27. 11. 5	第 4 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅱ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策別意見集約及び 推進事業別検討シートについて</li> <li>・推進事業の検討について</li> </ul>
H27. 11. 6	第 4 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅲ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策別意見集約及び 推進事業別検討シートについて</li> <li>・推進事業の検討について</li> </ul>
H27. 11. 20	第 5 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅳ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進事業の検討について</li> </ul>
H27. 11. 30	第 5 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅰ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進事業の検討について</li> </ul>

■ 資料編

月 日	会議名等	内 容
H27. 12. 3	第 6 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅳ部会	・ 推進事業の検討について
H27. 12. 7	第 5 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅲ部会	・ 推進事業の検討について
H27. 12. 10	第 6 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅰ部会	・ 推進事業の検討について
H27. 12. 14	第 5 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅱ部会	・ 推進事業の検討について
H27. 12. 15	第 7 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅳ部会	・ 推進事業の検討について（新規事業(案)分） ・ 起草シート・意見集約（案）について
H27. 12. 18	第 6 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅲ部会	・ 推進事業の検討について
H27. 12. 21	第 7 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅰ部会	・ 推進事業の検討について（新規事業(案)分） ・ 起草シート・意見集約（案）について
H27. 12. 22	第 6 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅱ部会	・ 推進事業の検討について
H27. 12. 24	第 8 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅳ部会	・ 推進事業の検討について（新規事業(案)分） ・ 起草シート・意見集約（案）について
H28. 1. 12	第 7 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅲ部会	・ 推進事業の検討について（新規事業(案)分） ・ 起草シート・意見集約（案）について
H28. 1. 15	第 7 回 地域福祉計画策定委員会第Ⅱ部会	・ 起草シート・意見集約（案）について ・ 基本施策別意見集約（案）について
H28. 1. 21	第 2 回 地域福祉計画策定委員会小委員会	・ 推進事業の起草について ・ 策定スケジュールについて ・ 計画素案に対する意見募集の実施について
H28. 1. 27	第 6 回地域福祉計画策定委員会	・ 推進事業の起草について ・ 策定スケジュールについて ・ 計画素案に対する意見募集の実施について
H28. 1. 27	保健福祉施策推進委員会 地域福祉部会	・ 計画策定作業の進捗状況（報告） ・ 計画素案の内容検討
H28. 1. 30	計画素案に対する意見募集の開始	・ 幅広い市民の意見や提言を計画に反映させるため、 計画素案に対する意見募集を実施 （1/30 公募、2/28 締切）
H28. 2. 29	第 7 回地域福祉計画策定委員会	・ 計画素案に対する意見の検討 ・ 計画素案の決定
H28. 3. 1	計画素案の提出	・ 計画策定委員会より北見市長へ計画素案の提出
H28. 3. 7	北見市議会福祉民生常任委員会	・ 第 3 期地域福祉計画（案）の報告
H28. 3. 28	北見市社会福祉審議会	・ 第 3 期地域福祉計画（案）の報告

## 2. 北見市地域福祉計画策定委員会

### (1) 北見市地域福祉計画策定委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法第107条の規定に基づく北見市地域福祉計画の策定、又は変更に関し、市民各層の意見を反映させるため、北見市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の調査及び研究に関すること
- (2) 地域福祉計画素案の策定、又は変更に関すること
- (3) 総合的な地域福祉の推進に関すること
- (4) その他目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会福祉事業関係者
- (4) 福祉団体関係者
- (5) 民生委員児童委員
- (6) 市民団体関係者
- (7) 市民代表

3 市民代表は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。但し、最初に招集される委員会は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部社会福祉課に置き、その庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月28日から施行する。

(2) 北見市地域福祉計画策定委員会部会別名簿

No.	部会	選出区分	所 属	氏 名	
1	第Ⅰ部会 (担い手)	学校教育関係者	北見市小中学校長会	いしい こういち 石井 晃一	■
2			北見市 PTA 連合会	かなばやし たかひろ 金林 隆広	□
3		福祉団体関係者	北見市老人クラブ連合会	たかひろ みつぐ 高廣 貢 てらやま まさきち (寺山 正吉)	
4				市民代表	公募委員
5	第Ⅱ部会 (ネットワーク)	福祉団体関係者	北見市心身障害者(児)団体連合会	こんの たいこ 金野 泰子	
6		市民団体関係者	北見市北見自治会連合会	のぶた くにお 信田 邦雄	■
7		市民団体関係者	北見市端野町自治連絡会	おおとも みつあき 大友 三明 さかもり よしのぶ (坂森 嘉信)	
8			北見まちづくり協議会	まえばし しゅうじ 前橋 修二	□
9			常呂まちづくり協議会	やまもと えいじ 山本 穎治	
10	第Ⅲ部会 (サービス提供)	社会福祉事業関係者	北見市地域包括支援センター 連絡協議会	しまだ つよし 島田 剛	□
11			北見市障がい者支援ネットワーク	しらはた ひろし 白幡 浩	
12			社会福祉法人北見市社会福祉協議会	みうら けいいち 三浦 鶏一	■
13		市民団体関係者	常呂町町内会協議会	まつかね いさお 松金 勲	
14			北見市留辺薬町自治会協議会	とだ けんじ 戸田 健司	
15	第Ⅳ部会 (環境)	民生委員児童委員	北見市民生委員児童委員協議会	いちじょう まもる 一條 守	
16		市民団体関係者	端野まちづくり協議会	しばた とよし 柴田 登与志	□
17			留辺薬まちづくり協議会	あら たけふみ 荒 武文	■
18		市民代表	公募委員	かわい ひろゆき 河井 裕行	
19	副委員長	福祉団体関係者	北見市子ども会育成連絡協議会	はしもと みの 橋本 稔	○
20	委員長	市民団体関係者	北見市福祉の街づくり会議	てるい たもつ 照井 保	◎

◎委員長 ○副委員長 ■部会長 □副部会長 ( )は前任者

### 3. 北見市地域福祉計画策定庁内委員会

#### 北見市保健福祉施策推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 北見市の保健福祉に係る各種施策を総合的に推進するため、北見市保健福祉施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する事
- (2) 障がい者計画及び障がい福祉計画に関する事
- (3) 子ども子育て支援事業計画及び保育計画に関する事
- (4) 地域福祉計画に関する事
- (5) 健康増進計画及び母子保健計画に関する事。
- (6) その他目的達成に必要と認められる事

(委員会の組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は保健福祉部長及び子ども未来部長を、副委員長は保健福祉部次長及び子ども未来部次長をもって充てる。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものの出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第5条 委員会内に、第2条各号に関する専門的な調査、研究を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、高齢者部会、障がい者部会、子育て支援部会、地域福祉部会、保健・健康づくり部会の5部会とし、構成員は別表のとおりとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 専門部会の会議は、必要に応じ各部会長が招集し、開催する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会及び専門部会の会議を円滑に行うため、委員会内に主務係長で構成するワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 ワーキンググループの会議は、必要に応じ委員長又は専門部会長が招集し、開催する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

- 2 専門部会の庶務は、各部会長所属課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 4. 北見市福祉のまちづくりを進める市民フォーラム

---

### 北見市福祉のまちづくりを進める市民フォーラム規約

(名称)

第1条 本会は、北見市福祉のまちづくりを進める市民フォーラム（以下「市民フォーラム」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民フォーラムは、北見市地域福祉計画の基本理念を地域で具現化し、地域社会全体で福祉のまちづくりの機運を高めることを目的とする。

(事業)

第3条 市民フォーラムは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 地域福祉の推進に必要な調査及び研究に関すること
- (2) 総合的な地域福祉の推進に関すること
- (3) 北見市地域福祉計画の進行管理、評価に関すること
- (4) その他目的達成に必要と認められること

(組織及び役員)

第4条 市民フォーラムは、趣旨に賛同する市民25名以内をもって組織し、次の役員を置く。

- (1) 座長 座長は、市民フォーラムを代表し、会議の議長となる。
- (2) 副座長 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 幹事 幹事は、市民フォーラムの運営に必要な協議、連絡調整にあたる。

2 座長は、委員の互選により決定し、副座長及び幹事は、座長の指名とする。

(会議)

第5条 市民フォーラムの会議は、全体会及び幹事会とし、必要の都度、座長が招集することとする。

(事務局)

第6条 市民フォーラムの事務局は、北見市保健福祉部社会福祉課に置き、その庶務を行う。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、市民フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成18年12月18日から施行する。

## 5. 参考資料

### (1) 日常生活自立支援事業の概要

#### ◆ 概 要

高齢や認知症、障がいなどにより日常生活の判断能力に不安のある方々が、地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や金銭管理に関する援助などを行う事業で、北海道社会福祉協議会が実施しています。

#### ◆ サービス内容

- ①福祉サービスの利用援助(利用手続き、利用料の支払い、情報提供など)
- ②日常的な金銭管理(年金等の請求・受領、預金からの公共料金や生活費の支払いなど)
- ③書類等の預かり(定期預金通帳や年金証書などの預かり)

#### ◆ サービス提供

サービスを提供するのは、北見市社会福祉協議会に登録されている「生活支援員」です。

ご本人の希望のもとに契約し利用開始となりますので、ご本人が事業を理解していただけることが原則となります。

#### ◆ 利用料金

1回(1時間程度)の利用につき、1,200円の利用料と生活支援員の交通費実費が必要になります。また、書類等の預かりで金融機関の貸金庫等を利用する場合は、貸金庫利用料の実費が必要になります。

#### ◆ 実施主体

北海道社会福祉協議会

#### ◆ 相談・問い合わせ

北見市社会福祉協議会  
北見市寿町3丁目4番1号 電話 0157-61-8181

※このほか、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどでも相談できます。



## (2) 成年後見制度の概要

### ◆ 概 要

認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない方々について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者(成年後見人等)を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

高齢社会への対応及び障がい者福祉の充実の観点から、本人の自己決定を尊重し、法律面、生活面等での保護、支援を行うもので、平成12年4月から施行されています。

### ◆ 制度の内容

法定後見制度	補助類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者: 判断能力が不十分な方。</li> <li>●内 容: 選任された補助人が、申立て時に選択した特定法律行為を代わって行ったり、重要な法律行為に同意したり、必要に応じて取り消したりする。</li> </ul>
	保佐類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者: 判断能力が著しく不十分な方。</li> <li>●内 容: 選任された保佐人が、申立て時に選択した特定法律行為を代わって行ったり、重要な法律行為に同意したり、必要に応じて取り消したりする。</li> </ul>
	後見類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者: 判断能力を欠く状況にある方。</li> <li>●内 容: 選任された成年後見人が、日常生活に関する行為を除く全ての法律行為を代わって行ったり、必要に応じて取り消したりする。</li> </ul>
任意後見制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>●内 容: 本人が判断能力のあるうちに自ら任意後見人を選び、判断能力が不十分になった後の生活管理、療養看護、財産管理等の事務の全部又は一部を委任する制度。</li> </ul>

※特定法律行為：本人の生活、療養看護及び財産に関する法律行為

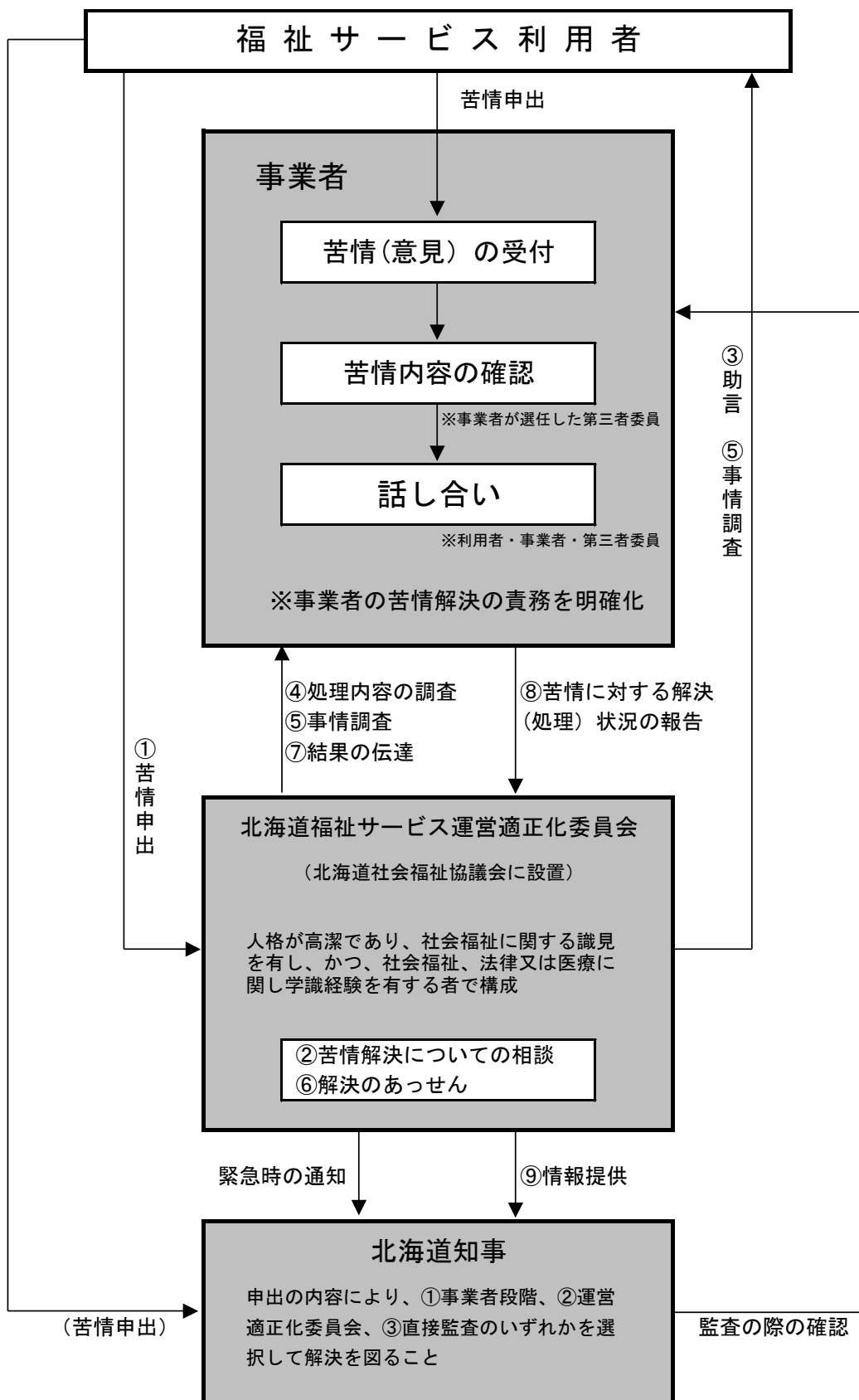
### ◆ 相談・問い合わせ

釧路家庭裁判所北見支部

北見市寿町4丁目7番36号 電話 0157-24-8431

※家庭裁判所では、手続きや申立てに必要な書類や費用などについて説明する「家事相談」を行っています。このほか、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどでも相談できます。

(3) 北海道における福祉サービスに関する苦情解決の仕組み



## 6. 用語説明

---

### あ行

#### 【インセンティブ】

刺激・奨励・誘因などの意味で、企業に何かしら享受できるものを考察することでボランティア意欲を刺激・奨励して企業ボランティア活動を活性化させることをいいます

#### 【NPO (Non-Profit-Organization)】

民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合など、法人格の有無や法人格の種類を問わず、民間の立場で営利を目的とせず、社会的な使命を達成することを目的にした団体です。

#### 【NPO法人】

民間非営利組織のうち、法的な人格を認めた特定非営利活動法人のことです。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法が施行されたことによって、法人格の取得ができるようになりました。団体が法人格を取得することで、対外的な信用性を高めることができます。

#### 【オストメイト】

直腸がん・膀胱がんなどにより、それらの臓器を失い、腹部に人工的に排泄のための人工肛門・人工膀胱（ストーマ）を造設した方のことをいいます。

### か行

#### 【介護保険制度】

平成12年4月から始まった新しい社会保険制度のことです。原則40歳以上の方全員が被保険者(保険加入者)となり保険料を負担し、要介護(要支援)認定で、介護(支援)が必要と認定されたとき、費用の一部(原則10%)を支払って介護サービスを利用する制度です。介護サービスには、訪問介護や通所介護などの在宅介護サービスと特別養護老人ホームや老人保健施設に入所する施設介護サービスがあります。

#### 【ガイドヘルパー】

身体障がい者ホームヘルプサービス事業において、外出時の移動の介護など外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのことです。

#### 【買い物弱者】

「買い物難民」とも呼ばれています。経産省の研究会の報告書は「流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの日常の買い物が困難な状況に置かれた人々」と定義。「高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地などで見られ始めている」とし、全国で600万人程度と推計されています。

#### 【北見市交通バリアフリー基本構想】

ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの考え方も含め、「誰もが安心して歩ける環境づくり」を目指して、交通面のバリアフリー化を図ることを目的とした計画です。

#### 【北見市市民協働推進指針】

平成19年3月、市民会議である北見市タウン・ネットワーク懇話会から協働や地域コミュニティの推進に関する最終報告書が市長に提出されました。この後、市長は北見まちづくり協議会に「地域コミュニティのあり方について」を諮問し、平成20年1月には、より具体的な答申がありました。さらに地域課題を考える住民懇談会や町内会長アンケートにより、コミュニティに関する課題など市民のさまざまなご意見を伺ってきました。

これらを受け、協働の考え方を明確にし、当市が進む方向性や手法をより具体的に示したも

のがこの指針です。本指針に基づき、当市は常に協働の視点を持ちながら各種施策を推進することになります。指針が目指す理想は、自助、共助、公助のそれぞれが存分に機能し、助け合い、支え合うまちが実現することです。協働の領域は簡単に線引きされるようなものではなく、行政と市民相互の主体的・積極的な連携と歩み寄りにより確立されていくものです。

### 【北見市住宅マスタープラン】

地域の住宅事情や住宅ニーズからくる課題を整理するとともに、関連計画との連携を図りながら総合的な住宅施策を展開するための目標や方針を設定し、具体的な展開方法と重点的に推進する施策を定めた計画です。計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間です。

### 【北見市総合計画】

北見市がめざす今後10年間の将来像を示し、その実現に向けたまちづくりの基本目標などを総合的、体系的にまとめた、まちづくり計画の最上位に位置づけられる計画です。この計画は「基本構想」と「基本計画」で構成され、計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間です。基本構想は、北見市の将来像、まちづくりの基本目標（施策の大綱）等を明らかにし、基本計画の方向づけを行うものです。基本計画は、基本構想を実現するため、分野ごとに現状と課題、主要施策、数値目標若しくは到達目標等を明らかにしています。

### 【北見市地域公共交通会議】

地域ニーズに対応した乗合運送サービスのあり方について検討し、委託又は直営によるバス運送の実施を協議するとともに、地域の公共交通計画を策定・実施する目的で市町村が主体となって設置する会議です。構成するメンバーは、住民、交通事業者（バス・タクシー・JR等）、道路・交通管理者、運輸支局・公安などで、道路運送法に基づくため、バス・タクシーが対象になりますが、鉄軌道などについても協議することは可能です。（法的拘束力はない）

事業者への委託又は市町村運営有償運送など、協議結果の実現には、事業者委託時の運賃認可の届出化、道路・交通管理者への紹介手続簡便化、路線認可の迅速化が図られることとされ、地域のニーズに速やかに対応することができるようになります。

### 【北見市地域防災計画】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北見市の地域における風水害や地震災害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、北見市防災会議が策定しました。

### 【北見市まちづくり基本条例】

平成22年12月21日施行。市民みんなの手によって自立したより良い地域社会を実現させるよう、まちづくりの基本理念や基本原則を明らかにするとともに、その担い手である市民の権利や責務、議会並びに市長等の役割及び責務などの基本的な事項を定めた条例です。

この条例は、北見市のまちづくりの基本的な事項を定めるものであり、最高規範として位置付けられています。この位置付けを踏まえ、議会及び市長等は、他の条例や規則等の制定・改廃、市政に関する計画の策定など、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図ることとなっています。

### 【協働】

行政や市民、事業者など地域で活動する多様な人や組織が、共通の目的のためにお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動することです。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

### 【ケアマネジャー（介護支援専門員）】

要介護者などからの相談に応じ、その人の健康状態や家族状況、希望などを把握して、その人の立場に立って、最も適切なサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）を作成、市役所、事業者及び施設との連絡調整を図りながら、そのサービスが適切に受けられるように管理する者で、要介護者などが自立した日常生活を送るために必要な専門知識を有する人のことです。

### 【高齢者110番の家】

日常的に人が集まりやすい事業所（商店・金融機関・タクシー会社等）を対象に「認知症高齢者110番の家（協力機関）」として登録をしていただき、「日常での見守りや」「認知症サポーター養成講座への参加」などを通じて、認知症高齢者に身近な立場での見守り・支援活動にご協力していただくもので、平成24年度から開始した取組です。

### 【子ども110番の家】

不審者・変質者から児童生徒を守り、犯罪のないまちづくりに役立てることを目的に、町内会、PTAなど地域ぐるみの防犯活動の一環として取り組まれています。子ども110番の家では、軒先に専用ステッカーが貼られており、犯罪抑制に繋がっています。

### 【コミュニティビジネス】

地域社会をより良くすることを目的に、地域の人材や施設、資金などを活用しながら有償で行う事業やその活動のことです。高齢者の生活や子育て支援など地域の様々な問題について、行政や企業が対応できない部分の解決を図るとともに、地域における新たな雇用の創出や、住民の働きがい・生きがいを生み出し、地域社会の再生・活性化に寄与するものと期待されています。

## さ行

### 【支援費制度】

平成15年4月から始まった新しい障がい者の福祉制度のことです。これまでの行政が障がい者福祉サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障がい者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に立って契約を結びサービスを利用する制度です。障がい者の自己決定の尊重や利用者本位のサービスの提供を基本とする仕組みで、平成18年4月に障害者自立支援法へ移行しました。

### 【自助、互助、共助、公助】

自助とは「自らの努力でなすこと」、互助とは「お互い助けあうこと」、共助とは「地域などで助けあうこと」、公助とは「行政などが公的援助を提供すること」を指し、それぞれバランスのとれた地域福祉の達成が望まれています。

### 【児童扶養手当】

父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当です。

### 【市民】

地方自治法第10条に定める住民（市内に住所を有する人で、法人や外国人を含む）のほか、市外に住んでいても北見市に通期・通学している人、市内で事業活動をしている個人や団体をいいます。（北見市まちづくり基本条例に準じます。）

### 【市民協働】

地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをする。または、協働した方がサービス供給や行政運営上の効率が良いとされる場合に協働のまちづくりが推進されます。

### 【社会福祉基礎構造改革】

昭和26年の社会福祉事業法の制定以来、大きな制度改革がなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、国民の増大・多様化する福祉ニーズに対応するために行われた改革のことです。個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実を目指し、平成12年に社会福祉事業法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

### 【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つです。住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加・協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織です。民間組織としての「自主性」と、会員である市民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っています。

### 【社会福祉事業法】

昭和26年施行。社会福祉事業に関する基本事項を定め、公明かつ適正にその事業が行われることを確保し、社会福祉の増進に資することを目的とする法律であり、平成12年に社会福祉法に改正しました。

### 【社会福祉法】

平成12年5月に社会福祉法に名称と内容が大幅に改正され、同年6月に施行されました。日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律です。社会福祉サービスの定義・理念、福祉事務所・社会福祉審議会・社会福祉主事など行政組織に関する規定、社会福祉法人に関する規定、社会福祉協議会、共同募金など地域福祉に関する規定、福祉サービスの情報提供や利用者の権利擁護システムなどが盛り込まれています。

### 【社会福祉法人】

社会福祉法にいう社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人です。社会福祉事業には、公共性の高い事業で特別養護老人ホームなどを経営できる第一種社会福祉事業と、保育所やデイサービスなどを経営できる第二種社会福祉事業があります。

### 【社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）】

平成12年12月に厚生省（当時）でまとめられた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」には、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることを提言しています。

一方、教育界を中心にここ数年間で広がってきた概念としてのインクルージョンは、「本来的に、すべての子どもは特別な教育的ニーズを有するのであるから、さまざまな状態の子どもたちが学習集団に存在していることを前提としながら、学習計画や教育体制を最初から組み立て直そう」、「すべての子どもたちを包み込んでいこう」とする理念であり、これは特別支援教育へとつながっています。

### 【障がい者雇用促進フェア】

隔年開催。障がいのある方々の就職促進として、就職希望者と企業による合同面接会です。

### 【障害者差別解消法】

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

### 【障害者自立支援法】

平成18年4月から一部施行、同年10月に全面施行。障害者基本法の理念に基づき、障がい種別ごとに縦割りにされていた障がい者福祉制度を全面的に見直し、自立支援の観点から一元的なサービス提供システムを規定した法律です。対象者は、身体・知的・精神の各障がい者（18歳以上）及び障がい児（18歳未満）です。給付内容は、ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等の介護給付費及びリハビリテーション、就労移行支援等の訓練等給付費、心身障がいの状態軽減を図るための自立支援医療などとなっています。

### 【障害者総合支援法】

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことの

できる地域社会の実現に寄与することを目的とする日本の法律で、正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。

### 【障がい者相談支援センター】

地域で暮らす障がい者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談に応じる窓口のことで、福祉サービスに関する情報提供や利用援助、さらに権利擁護のための必要な援助などを行なっています。

### 【情報アクセシビリティ】

年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

### 【身上監護】

日常生活を営む上で、必要な法律行為や事実行為（例えば、契約の事務手続きや費用の支払い事務手続きなど）がスムーズに行えるように支援することです。この場合、単にそれらを支援するのではなく、適切な意思決定の結果であることが必要となります。つまり、本人に言われたとおりに支援するだけでなく、特に本人（利用者）が判断に困った場合や、契約の内容が複雑な場合などに、適切な判断が出来るような支援を行います。

### 【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定められた障がいがあると判定された人に交付される手帳のことです。障がいの程度に応じて1～6級に区分され、在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて道知事が審査し、交付決定されます。

### 【新地域支援事業】

平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が可決・成立し、持続可能な社会保障制度の確立のため、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築をめざすもので、介護保険制度が見直され平成27年度から3年間で、これまで全国一律の要支援者への訪問介護や通所介護が、保険の給付対象から市町村が行う新たな地域支援事業に移行されます。

この見直しは、高齢者の多様な介護・生活支援ニーズに応えるため、全国一律のサービスの種類や内容等によらず、地域の実情に応じた取り組みの推進すで、今後、介護事業者に加え、企業・協同組合・各種法人・社会福祉協議会や自治会・町内会・老人クラブ・NPO・ボランティア等の住民が主体となって多様なサービスを提供する地域の支え合い体制づくり（新地域支援事業）が全国的に進むこととなります。

### 【スキルアップ】

研修の受講や知識を習得することにより腕前や技術力を高めること。また、それらを高め、複雑な問題や課題を解決していく能力を磨くことです。

### 【生活困窮者自立支援制度】

平成25年に成立した法律で、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じる制度です。制度の中で、市町村が選択して行う就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業の任意事業と、市町村で必ず行わなければならない自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給の必須事業があります。

### 【精神障害者保健福祉手帳】

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳のことです。障がいの程度に応じて1～3級に区分され、医療費の助成、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて道知事が審査し、交付決定されます。

## 【成年後見制度】

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などで判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあるため、成年後見人などの第三者の関与を受けることにより、このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

## 【総合的な学習の時間】

子どもたちが自ら学び、自ら考える力やものの考え方などを身につけ、よりよく問題を解決する資質や能力、生きる力などを育むことをねらいとして、小・中学校は平成14年度から、高等学校では平成15年度から実施されている学習活動のことです。授業内容は、各学校に委ねられていて定められた教科書はなく、各学校では地域の特色を活かした授業やボランティア活動、自然体験活動、社会体験活動、国際理解・英会話学習など工夫を凝らした授業が展開されています。

## た行

### 【第三者評価】

サービス利用者でも事業者でもない第三者的組織や人が、事業の内容や質などを客観的に評価し、公表する仕組みのことです。利用者の選択の幅をひろげるほか、事業者間の競争意識を高め、サービスの質の向上を図るねらいがあります。福祉サービスにおいても平成14年度から認知症高齢者グループホームに対し、都道府県が認証した機関による評価が実施されており、今後は様々な福祉サービス事業者に対しても導入が予定されています。

### 【団塊世代】

第二次世界大戦直後の日本において、1947年から1949年までの戦後第一次ベビーブーム期及びその前後に生まれた世代の呼称です。

### 【地域住民】

市民のうち、一定程度の生活圏域に居住している市民のことです。

### 【地域自立支援協議会】

北見市では、平成19年3月に、障がい者相談支援事業を中心に、地域の福祉・保健・医療・教育・労働等の関係機関が相互に連携し、地域社会全体で障がい者の地域生活を支援する環境とシステム作りを進めることを目的として設立されました。

### 【地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）】

地域で暮らす高齢者が安心して暮らすことができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談に応じる窓口のことで、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防のためのサービス計画の作成、高齢者虐待の予防や早期発見、消費者被害の対応などを行っており、北見市では高齢者相談支援センターの呼称を用いています。

### 【チャイルドアドバイザー事業】

北見市教育委員会が実施している制度で、特技・経験をもった地域の高齢者や、専門知識を有する者をチャイルドアドバイザーとして登録し、児童館等が行う事業において豊かな人間性と創造性を育くむ指導者として次代を担う子どもたちの健全育成を目的としています。

### 【特別支援学校】

障がいのある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育（特別支援教育）を行い、また、障がいによる困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校のことです。

平成19年の学校教育法改正に伴い、盲学校・聾学校・養護学校が統合されて特別支援学校となりました。



## な行

### 【日常生活自立支援事業】

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などで判断能力に不安のある方々が、地域において自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、福祉サービスの利用援助などを行うものです。

### 【認知症】

脳の器質的異常により、いったん獲得された知能、認知機能が後天的に失われ、日常生活に支障をきたすようになった状態を指します。痴呆(症)の新しい名称であり、痴呆に対する誤解や偏見の解消を図るため改称されました。

### 【認知症サポーター】

認知症サポーター養成講座を受講・修了した方を称する名称です。

### 【ネットワーク】

社会福祉の分野では、人間関係のつながりの意味で用いられています。事例としては、小地域ネットワーク活動といった用語のように、地域における住民同士の複数の関係のつながりを指します。

### 【ノーマライゼーション】

障がい者や高齢者などを含むすべての人が、そのあるがままの姿で他の人と同じように生活し、活動することのできる社会を目指すという考え方(理念)のことです。

## は行

### 【パートナーシップ】

「連携・提携」のことをいいます。様々な立場の人が、対等な関係に立ち、双方が責任の主体になることで相互に自立し、役割分担の中で連携することをいいます。

### 【ハブ化】

ハブは自転車の軸で、その軸(中心)から外側にスポークが放射線状に出ている様をいいます。拠点化ともいいます。

### 【バリアフリー】

障がい者、高齢者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くことです。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、すべての障壁を取り除くという意味です。

### 【バリアフリー新法】

正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といい、バリアフリー新法は、公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」と、建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)を統合・拡充した新しい法律で平成18年12月に施行されました。

### 【避難行動要支援者名簿】

災害発生時に高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する方(要配慮者)で、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)です。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に作成を義務付けられました。

要支援者の情報を本人の同意を得た場合のみ、平常時から情報を避難支援等関係者に提供

することが可能となりました。但し、市と名簿の取扱等を明記した協定を結んだ場合のみ、避難支援等関係者に提供され、避難訓練等に活用することができます。

### 【福祉教育実践校】

市の委託事業で、市内の小中学校、高校の中から実践校を指定し、校区内の地域特性を生かした各学校での多様な福祉教育プログラム（活動メニュー）の作成を支援するとともに、全市的に福祉教育を取り組みやすい地域環境づくりを推進します。

### 【福祉的就労関係事業所】

障害者総合支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所です。

### 【福祉的就労の場】

一般企業での就労が困難な障がい者が福祉施設等で自活に必要な作業訓練を行ったり、活動などを通して社会参加を図る場のことです。

### 【「福祉八法」の改正】

平成2年に在宅福祉サービスの積極的推進や福祉サービスを住民に最も身近な市町村に一元化するなどの目的で、社会福祉関係八法の改正が行われました。社会福祉関係八法とは、社会福祉事業法（現：社会福祉法）、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（知的障害者福祉法）、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人保健法、社会福祉・医療事業団法の八法を指します。

### 【ふれあい広場】

障がい者、高齢者、児童などをはじめ、すべての人がわだかまりなく心から楽しく交流できる催しを通して、ノーマライゼーションの理解と普及を図ることを目的に、毎年開催されている行事です。内容は、点訳・朗読・手話・車椅子試乗・ガイドヘルプなどが体験できる広場、福祉施設や各種作業所などで作成した作品の展示即売を行うふれあいの店、障がい者の作品を展示するふれあい福祉展などが行われています。福祉団体や関係者などで組織する実行委員会が開催主体です。

### 【防災ボランティア活動マニュアル】

国や地方公共団体では、災害による被害を予防するため、また、被害の拡大を防ぐため、ボランティアによる防災活動の環境整備など自発的な防災活動が促進されるよう、さまざまな取り組みが行われています。

### 【防災マップ】

浸水想定区域や土砂災害危険箇所などの災害因ごとの被害範囲と、避難所や病院の位置などを重ね合わせた地図のことです。防災マップを利用することにより、災害発生時に地域住民などは迅速・的確な避難が可能となるほか、二次災害発生予想箇所を避けることができるため、減災にあたり非常に有効なものです。

### 【北海道福祉のまちづくり条例】

障がい者や高齢者などが、公共的な施設や交通機関などを円滑に利用できる福祉のまちづくりを進めることを目的に平成10年4月に施行された北海道の条例です。条例では、建築物や公共交通機関の施設、公園などを整備する際の基準として北海道独自の誘導的基準＝「整備基準」が定められています。平成15年の同条例の一部改正では、総合的な福祉のまちづくりを目指すものとして、ボランティア活動、各種福祉サービスの充実などが盛り込まれました。

### 【ボランティアアシスタント】

昭和62年4月より、ボランティアのサポート役としてボランティアアシスタントが誕生しました。もともと日本独自ものではなく、外国から生まれたものです。当時の社会福祉協議会職員が視察に行き、特に資格のない、仕事でもない多くのボランティアが、自分の得意とする分野において地域で活躍していたことに感銘し、北見の実情にあわせた内容で現在まで活躍しています。

主な内容は、①視覚障がい者に対する支援 ②ボランティア派遣需給調整 ③情報誌の作成等

### 【ボランティアアドバイザー】

地域で自らもボランティアとして活動に参加しながら、活動の意欲を持つ人に対して身近なところで相談に応じることの出来る方です。今までボランティアに興味・関心があっても何をしたいかわからない方に対する相談をボランティア市民活動センターではなく、直接、「どのような活動があるの?」「ボランティアって楽しいの?大変でないの?」「活動に縛られないの?」「私でもできるの?」といった素朴な疑問に答えてくれると共に、ボランティアを行う人を発掘する取り組みを担っています。

### 【ボランティア市民活動センター】

ボランティア市民活動センターは、①ボランティア活動への参加希望を受け付ける ②福祉やボランティア活動に関する基礎的な知識や技術などについての学習の場を設ける ③潜在するボランティアに対するニーズを調整して掘り起こす ④福祉団体やNPO、行政機関とボランティアの間に立ち調整などを行うところです。

## ま行

### 【民生委員児童委員】

地域住民の生活や福祉に関する相談、問題解決の支援にあたる地域の身近な相談役です。民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱され、また児童福祉法に基づく児童委員を兼務します。一人暮らしの高齢者や困窮家庭への生活支援をはじめ、児童虐待や不登校の問題などにも関わり、地域福祉の中核となる存在です。定数301名で活動しています。

### 【ミント宅配便】

北見市教育委員会が実施する、出前講座「ミント宅配便」の愛称です。市民の皆さんが知りたいこと、聞きたいことを「市民編」「行政編」の各メニューから選んでいただき、講師が出向いて説明し、生涯学習のお手伝いをするものです。「市民編」の講師は、市に登録された市民講師が務めています。

## や行

### 【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障がい、国籍など、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくりなどを目指す考え方であり、次の7つの原則から構成されています。①誰にでも公平に使用できる。②柔軟に使用できる。③使い方が容易にわかる。④使い手に必要な情報が容易にわかる。⑤間違えても危険につながらない。⑥少ない労力で楽に使える。⑦接近して使用するのに適切な寸法や空間がある。

### 【有償ボランティア】

ボランティア活動をする際の原則として、自発性、無償性、社会性（利他性）、先駆性の4つがありますが、1980年以降、無償性の原則に関し「無償」の範囲をより柔軟に考えることによって実費の弁済や一定の謝礼を受ける「有償ボランティア」が出現し、受け入れられてきています。

### 【要配慮者】

高齢者、障がい者、乳幼児や難病の方等の防災施策において特に配慮を要する方のことです。

## ら行

### 【療育手帳】

知的障がい児(者)に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により児童相談所又は知的障害者更生相談所による判定が行われ、その結果に基づき道知事が交付決定します。